

# MDIC 認定更新に必要なポイント取得基準

一般社団法人日本医療機器学会 MDIC 認定委員会

MDIC の更新を申請する場合は、以下の基準に従って、60 点以上を取得したことを証明する書類を MDIC 認定委員会（以後、委員会と略）に提出しなければならない。

なお、以下の基準は会場開催、WEB 開催（ライブ、オンデマンド）に適用する。

## I. MDIC 認定委員会主催のセミナーへの参加

開催期間が半日である場合 10 点

開催期間が 1 日以上である場合 20 点

【注】開催時間 半日：2 時間以上（休憩時間を除く）

1 日：5 時間以上（休憩時間を除く）

## II. 日本医療機器学会大会への参加・発表・講演

1. 日本医療機器学会大会への参加者 15 点

2. 一般演題（トピックス演題を含む）の発表者

1) 演題の発表者 15 点

2) 演題の共同演者 5 点

【注】申請には発表した学会名、期日等を示す。

3. 特別企画の講演者 20 点

【注】特別企画とは、特別講演、教育講演、シンポジウム、パネルディスカッションなどをいう。

## III. 日本医療機器学会が主催する研究会、地方会への参加・発表・講演

1. 参加者 10 点

2. 一般演題（ポスター演題発表などを含む）の発表者

1) 演題の発表者 8 点

2) 演題の共同演者 3 点

【注】申請には発表した学会名、期日等を示すプログラムの一部と発表抄録の写しを提出する。

3. 特別企画の発表者 10 点

【注】特別企画とは、特別講演、教育講演、シンポジウム、パネルディスカッションなどをいう。

※申請には発表した研究会名、期日等を示すプログラムの一部および発表抄録の写しを提出する。

（発表抄録がない場合はプログラムの一部）

## IV. MDIC 認定セミナーを後援する公的機関、学術団体、業界団体などが主催する学術大会・研究会・講習会の参加・発表・講演

1. 後援する学会大会・研究会・講習会の参加者

1) 1 日以上の講演会参加者 10 点

2) 半日開催の講演会参加者 5 点

【注 1】開催時間 半日：2 時間以上（休憩時間を除く）

1 日：5 時間以上（休憩時間を除く）

【注 2】申請には各団体が発行した受講証、領収書など受講の証明となる書類の原本か写しを更新申請時に提出する。

【注 3】申請には、各団体が発行した受講時間を証明する書類の原本か写しを更新申請時に提出する。

2. 一般演題（ポスター演題発表などを含む）の発表者

1) 演題の発表者 10 点

2) 演題の共同演者 3 点

【注】申請には発表した学会、研究会名、地方会名、期日等を示すプログラムの一部と発表抄録写しを提出する（発表抄録がない場合はプログラムの一部）。

3. 特別企画の講演者 15 点

【注】特別企画とは、特別講演、教育講演、シンポジウム、パネルディスカッションなどをいう。

## V. 学術論文・商用雑誌・業界誌への掲載

日本医療機器学会またはその他の MDIC 認定セミナーを後援する学会の学術論文あるいはそれに準ずる医学・工学系商用雑誌・業界誌に発表した場合で、（学会誌に準ずる医学、工学系雑誌は委員会が認定したものを言う。）原著、総説、解説等のいずれでも良い。なお、一般演題やトピックス演題のような学会発表論文集掲載のものは含まない。申請には論文の別冊または写し（著者名、論文名、雑誌名、発行年月日が明示されていること）を提出する。

1) 日本医療機器学会の学会論文（原著、総説、解説など）

筆頭著者 30 点

共同著者 10 点

2) その他の MDIC 認定セミナーを後援する学術団体・業界団体の論文（商業雑誌・業界誌を含む）

筆頭著者 15 点

共同著者 5 点

## VI. 社会的貢献など

MDIC 認定セミナーに関係した社会的な貢献を行った場合詳細を記して委員会に申請書を提出する。点数に関しては委員会で定める。

附 則 1. この基準は 2009 年 3 月 1 日より発効する。

2. この基準の一部を改正した。緊急事態宣言が発出された 2020 年 4 月 16 日に遡って適用する。